

### 在宅育児支援

**問** 平成30年度新政策における在宅育児支援をはじめとする子育て支援について伺いたい。

**答** 県長期総合計画に掲げた、2026年における合計特殊出生率2・00を達成するため、これまでの事業成果を踏まえ、保育料等の無償化の対象を所得制限を設けたうえで第2子まで拡充します。さらに、国においてもまだ検討されていない0歳児を在宅で育児する世帯への経済的支援にも取り組んでいきます。



### 第3次がん対策推進計画の目標

**問** 平成30年度からの第3次がん対策推進計画では、どのような目標を立てているのか。

**答** この計画では、「がんの75歳未満年齢調整死亡率の低減」、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」、「患者本位のがん医療の実現」、「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」の4つの大目標を設定しています。この計画に基づいて、総合的ながん対策を推進していきます。

### 車椅子使用者用駐車区画の屋根の設置

**問** 和歌山ビッグホエールの車椅子使用者用駐車区画において、乗降時に濡れないように屋根を設置できないか。



**答** 屋根の設置は、県福祉のまちづくり条例に義務づけはななく、配慮事項としていますが、他の公共施設の整備状況にも十分留意しつつ、設置基準や設備について、関係機関とともに検討していきます。

### 社会福祉施設における介護人材の確保

**問** 県内において、介護従事者の1年以内の離職率が高い現状をどう考えるのか。

**答** 平成27年度に実施した本県の独自調査によると、事業所の全従業員数に占める非正規職員の割合が約4割を超え、その離職率が正規職員よりも高いことが主な原因で全国的にも同様の傾向ですが県では、介護職に対する正しい知識の普及に向け保護者や学校の進路指導担当者に啓発してきます。

### 災害時の人工透析提供体制

**問** 災害時における人工透析患者の把握と透析治療対策はどうか。

**答** 災害時にかかりつけ透析医療機関で治療が可能かなどを案内する「わかやま透析安心メール」システムを平成20年度から運用しています。今後、新規の透析患者の登録を的確に進めていくとともに、災害時に、透析患者が確実にメールの受信・送信ができるよう、繰り返しメール配信訓練を行い、システムの実効性を高めるなど、災害時の人工透析提供体制の確保を図っていきます。

### 特別支援教育の推進

**問** 障害のある子供に対する個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」の活用推進に向けた今後の方策について伺いたい。

**答** 「つなぎ愛シート」については、特別支援学校で既に活用が始まっていますが、市町村教育委員会とも連携を進め、平成30年度からは全ての小中学校の特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒に対しても導入される予定です。今後、切れ目のない支援の実現に向け、効果的な活用を進めます。

#### つなぎ愛シート

障害のある子供の成長の記録や長期的な視点に立った支援の目標等に関する情報を記載する「個別の教育支援計画」の県内統一様式

### 鯨文化の持続に向けた支援

**問** 捕鯨の正当性を訴えるための情報発信についてどうか。

**答** 今後も反捕鯨活動は沈静化せず、更なる攻撃も予想されるため、これまで以上に Facebook や Twitter などの情報媒体やいろいろな機会を活用して、イルカ漁の正当性を発信していきます。



古式捕鯨の絵

### 第三者行為求償事務の取組強化

**問** 平成30年度から県も国民健康保険の運営責任者となることを踏まえ、第三者行為求償事務の取組強化に対する意気込みを伺いたい。

**答** 交通事故等により生じた損害の責任は加害者が負うのが当たり前で、市町村は当然、第三者行為求償事務に取り組まねばなりません。これまで県は市町村の取組に対し財政支援などを行ってきましたが、今後は県が財政運営の責任主体となり、より一層積極的に取り組み、国保財政の安定化を図っていきます。

#### 第三者行為求償事務

交通事故等、第三者（加害者）の不法行為によって生じた保険給付について、保険者（市町等）が立て替えた医療費等を加害者に対して損害賠償請求すること。

### 木質バイオマス発電

**問** 木質バイオマス発電は地方創生の一助にもなると期待され、これにより木材需要の拡大が見込まれる中、どのように取り組んでいくのか。

**答** 遠隔操作が可能な油圧式集材機など省力化につながる搬出技術の導入により積み替えコストや運搬コストの低減を図るとともに、燃料原木の運搬経費支援などにより、流通体制の総合的な整備を進めていきます。バイオマス発電所の立地は林業振興の大きなチャンスであり、今後とも供給体制の整備に積極的に取り組んでいきます。

### 住宅宿泊事業法施行条例

**問** 民泊を特区等により先行実施している他府県では周辺住民とのトラブルが多いようである。責任ある管理運営を求めたいが、問題発生時の迅速な対処について条例案にはどう規定しているのか。

**答** 事業者の管理責任を定める規定については、周辺住民が反対していないことの確認や管理者が近くに駐在すること等を義務付けています。

#### 民泊

個人宅の一部やマンションの空き部屋などに有料で旅行者を宿泊させること。

### キャッシュレス決済の普及促進

**問** 外国人観光客向けに、QRコードを用いたキャッシュレス決済の普及促進に取り組んでどうか。



**答** キャッシュレス決済は、外国人観光客の利便性向上や消費誘発の観点から有効な手段と考えます。QRコードを活用したシステム等、最新の決済システムの紹介・普及を図り、観光客の消費拡大に努めます。